

川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法、令及び省令で使用する用語の例による。

(市長が認める基準)

第3条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱ第2に規定する市長が認めるものは、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年条例第50号。以下「条例」という。）第127条の4第1項の規定による「特定建築物環境計画書」、同条例第127条の8第1項の規定による「特定外建築物環境計画書」又は川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱（平成27年26川ま建管第3352号。以下「戸建要綱」という。）第3条の規定による「戸建住宅環境計画書」の届出において、CASBEE川崎又はCASBEE戸建の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「A」以上のものとする。

2 川崎市手数料条例第2条第264号イ（イ）c（a）に規定する特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものは、建築物全体のエネルギー消費に占める割合の少ない小部屋の簡略化を目的に開発された計算方法又は、建築物総合エネルギーシミュレーションツール（BEST）により、当該建築物の計算結果が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第1の1の1-3及び2の2-2に規定する数値を上回らないことを確認するものとする。

(市長が必要と認める図書)

第4条 省令第41条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関による住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合 同法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し
- (4) 第3条第1項に定める基準に基づき、低炭素建築物新築等計画を作成し当該計画の認定を申請

する場合 条例第127条の4第1項の規定により提出した「特定建築物環境計画書」、同条例第127条の8第1項の規定により提出した「特定外建築物環境計画書」又は戸建要綱第3条の規定により提出した「戸建住宅環境計画書」の写し
(5) その他認定の審査等において市長が必要と認める図書

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項に基づき市長が不要と認める図書は、第4条第1号又は第2号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しを提出した場合にあっては、各種計算書とする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第6条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本及び副本とする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第41条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(構造計算適合性判定)

第7条 法第54条第2項の規定による申出をする者は、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第8条 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（第1号様式）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第41条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定を申請した者は、その認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（第3号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(認定をしない旨の通知)

第11条 市長は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、不認定通知書（第4号様式）により認定しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第12条 認定建築主は、認定に係る低炭素化のための建築物の新築等の工事を完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書（第5号様式）の正本

及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (3) その他の工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの

（建築の取りやめ）

第13条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめ届（第6号様式）に、省令第43条に規定する認定の通知書（法55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたもの）にあつては、当該通知書及び省令第45条に規定する変更の認定の通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第14条 市長は、法第57条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第15条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書（第8号様式）により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

（認定等の証明）

第16条 認定建築主は、省令第43条に規定する当該認定通知書（法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたもの）にあつては、省令第45条に規定する変更認定通知書）を紛失等したときは、当該認定等の証明を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、認定等証明申請書（第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 身分証明のできる公的機関の発行した証明書（本人確認書類）の写し
- (2) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、認定通知書等の写しにより証明するものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請について、第2項の各号に規定する書類に不備又は虚偽が認められ証明をしないときは、認定等の証明をしない旨の通知書（第10号様式）により証明しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱第7条及び第8条の規定は、施行日以後に法第54条第2項の規定による申出がされた建築物について適用し、施行日前の申出に係る建築物については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。